

中部地方整備局競争契約(国有財産売払)入札心得

(目 的)

第1条 中部地方整備局所掌の国有財産売払契約に係る一般競争(以下「競争」という。)を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「令」という。)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争入札参加者に求める要件)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、次のいずれにも該当しない者でなければならない。

1. 令第70条及び第71条の規定に該当する者
2. 国有財産法第16条第1項の規定に関する事務に従事する職員
3. 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団員及び警察当局から排除要請のある者
4. 入札当日までに入札保証金を納付しない者

(入札保証金)

第3条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札当日までに入札金額の100分の5以上の入札保証金を取扱官庁の保管金取扱店(日本銀行の本店、支店又は代理店)にて歳入歳出外現金出納官吏あてに納付しなければならない。

2. 入札保証金の納付後は、その取り消し又は減額変更はできない。また入札開始後は追加納付できない。
- 3 入札参加者は、入札保証金を納付した場合は、保管金提出書及び保管金領収証書を提出しなければならない。
- 4 入札保証金は、落札者に対しては契約締結後に契約保証金又は売買代金に充当することができる。落札者以外の者に対しては入札執行後に保管金払渡請求書の提出を受け、これを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、本心得、国有財産売払公示書(以下公示書)、物件調書、入札説明書、契約書(案)及び現場等(以下「本心得等」という。)を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において本心得等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

- 2 入札書は、様式1により作成し、記名押印したうえ、入札書のみ入札書提出用封筒に入れ、封かんのうえ、物件番号、あて名及び入札者の氏名を 表記し、公示書に示した日時に、入札函に投入しなければならない。
- 3 入札書は、郵送又は託送(以下「郵送等」)による提出は認められない。
- 4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければ

ならない。

- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人は当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- 7 入札書を提出した後は、これを引換え、変更又は取消しをすることはできない。

※注 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

(入札の辞退)

第4条の2 国有財産売払競争入札参加申込書(以下申込書)の提出をした者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 申込書の提出をした者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札執行前にあつては、入札辞退届(様式2)を契約担当官等に直接持参し、又は郵送等(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

二 入札執行中にあつては入札辞退届を入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- 一 競争参加者に求める要件を有しない者のした入札
- 二 委任状を持参しない代理人のした入札
- 三 所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- 四 記名押印を欠く入札
- 五 金額を訂正した入札又は金額の記載が不明確である入札
- 六 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 七 明らかに連合によると認められる入札

八 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

九 その他入札に関する条件に違反した入札

(入札書等の取り扱い)

第6条の2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(落札者の決定)

第7条 入札を行った者のうち、国の予定価格以上の最高価格をもって入札したものを落札者とする。ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、当該落札を無効とし、国の予定価格以上で入札した他の者のうち最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を原則1回行う。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金)

第10条 落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、売買代金を全額納付した場合は、この限りではない。

2 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合には、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店(日本銀行の本店、支店又は代理店)に振り込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて取扱官庁に提出しなければならない。

(入札保証金及び契約保証金の充当)

第11条 落札者に還付すべき入札保証金は契約保証金又は売買代金に充当することができる。同様に契約保証金は売買代金に充当することができる。

(契約書等の提出)

第12条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から30日以内に、これを契約担当官等に提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失い、入札保証金は国庫に帰属する。

3. 現物と公示数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできない。

(異議の申立)

第13条 入札をした者は、入札後、この心得及び仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

入札書

¥

ただし、国有財産売払

物件番号	物件の所在地	区分	数量 m ²

入札心得書等を承諾のうえ、入札します。

平成 年 月 日

入札者 住所

氏名

印

代理人 住所

氏名

印

契約担当官中部地方整備局長 殿

又は 分任契約担当官中部地方整備局〇〇事務所長 殿

(注1) インク又はボールペンにより記入して下さい。

(注2) 代理人により入札する場合は、委任者の住所、氏名を入札者住所・氏名欄に記入し、代理人は、代理人住所・氏名欄に記名捺印して下さい。

(注3) 代理人により入札の場合は入札者の捺印は不要。

入 札 辞 退 届

物件番号	物 件 の 所 在 地	区 分	数 量
			m ²

上記について、都合により入札を辞退します。

平成 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

契約担当官

中部地方整備局長 殿

又は

分任契約担当官

中部地方整備局〇〇事務所長 殿